電子式水道メーター用通信端末購入仕様書

１　件名

電子式水道メーター用通信端末の購入

２　適用範囲

本仕様書は、京都市上下水道局（以下「当局」という。）が本契約の相手方（以下「受注者」という。）から調達して、同市内に設置する電子式水道メーター用通信端末及びそのデータ提供サービスに適用する。

３　品名及び数量

⑴　電子式水道メーター用通信端末　　１個

※ 電子式水道メーターとの接続作業は含まない。

⑵　データ提供サービス　　一式

※ ただし、毎月の保守・サービス利用料等は含まない。

４　納入場所

京都市南区上鳥羽鉾立町１１−３

京都市上下水道局総合庁舎４階　水道部水道管路課

５　納入期限

令和８年１２月２５日

６　通信端末の仕様

⑴　通信端末は、電子式水道メーターと有線で接続して使用する。また、指針値等のデータを無線にて送信する機能を有する。

⑵　通信端末の耐用年数は８年間以上とする。以下⑷の使用条件下で８年以上の使用に耐える電池容量を確保する。

⑶　通信端末の使用環境は以下のとおりとする。

温度範囲	−１０〜＋６０℃
設置形態	メーターボックス内
防水	一時的な水没があるため、防水対策を施すこと。

⑷　通信端末の使用条件は以下のとおりとする。

無線通信	１回／日
送信データ	・電子式水道メーター識別番号 ・１時間ごとの指針値（１日分） ・電波強度、電波品質 ・アラーム情報（以下参照）
時刻同期	１回以上／週
時計精度	月差１８０秒以内
アラーム情報	・電子式水道メーター 漏水検知、逆流検知、過大流量、電池電圧低下 ・通信端末 電池電圧低下、時刻同期失敗、 電子式水道メーターとの通信異常

⑸　通信端末と電子式水道メーターとの通信仕様は、「東京都水道局自動検針メータ通信機能仕様書 Ver2.6A」による。

⑹　無線部の通信方式は、「NB-IoT」とする。

⑺　外観寸法は、三方の長さの合計が 500mm 以内とする。ただし、一方の長さの最大値は 250mm とする。

7　指針値等のデータ提供

⑴　受注者は、通信端末から送信された指針値等のデータを蓄積し、インターネット回線を通じて当局に設置するパソコンからその内容を確認できるサービスを提供すること。

⑵　同サービスは、個人情報を保有せずに利用できる構成とし、以下の機能を有するものとする。

- 蓄積データの検索
- 蓄積データの閲覧
- 蓄積データの出力（CSV 又は Microsoft Excel 形式）
- 複数のユーザー作成
- ユーザーごとのパスワード設定

⑶　閲覧及び出力するデータ項目は以下のとおりとする。

- 電子式水道メーター識別番号
- 定時検針値（検針日に該当する指針値）

・　１時間ごとの指針値
・　電波強度、電波品質
・　アラーム情報（電子式水道メーター）
　漏水検知、逆流検知、過大流量、電池電圧低下
・　アラーム情報（通信端末）
　電池電圧低下、時刻同期失敗、電子式水道メーターとの通信異常

⑷　同サービスの提供時間は、原則として、休日等を含む３６５日で、０時００分から２４時００分までとする。ただし、故障復旧に要する時間及びメンテナンス等により事前周知されるサービス停止については、この限りではない。

⑸　同サービスにおけるデータ管理施設（データセンター）については、以下の要件を満たすこと。
・　ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に基づく認証を取得していること。
・　日本国内に設置され、国内法の適用を受けること。
・　セキュリティ対策に関する監査等を実施するため、当局による視察が可能であること。

⑹　受注者は、当局に対して、通信端末及びデータ提供サービスに関する操作・運用指導を行うこと。

８　手続き等

⑴　初期登録等、使用開始に係るすべての費用は、本契約に含むものとする。
⑵　毎月の保守・サービス利用料等は、別途、サービス提供事業者へ支払う。

９　検査

本仕様書との適合を確認することにより実施する。

１０　提出書類

受注者は、契約締結後、当局が指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。
⑴　取扱説明書　　１部
⑵　その他当局が必要とする資料　　必要部数

１１　保証

この設備の引き渡し翌日から起算して１年以内に生じた設定・調整不良

及び故障で受注者の責任とみなされるものについては、受注者は速やかに無償修理、又は代替品を納入するものとする。

保証期間が過ぎたものであっても、明らかに受注者の責任と思われる重大事故が発生した場合、又は発生の恐れがある場合、当局は受注者に無償修理を行わせることがある。ただし、当局の責に帰すべき事由により発生したものについてはこの限りではない。

１２　疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、当局と受注者が協議して決定するものとする。

なお、この仕様書に明示のない事項であっても機能上当然必要と認められる事項については、受注者において充足するものとする。

以上